

○条例の公布に当たって長が行うこととされている署名について、電子署名により代替することを可能とする、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（うち地方自治法の一部改正）が2025年5月に成立し、公布された。

規制改革の内容

現行

- ・地方公共団体の長は、条例の公布に当たって、自署により、「署名」を行う必要がある。

措置

- ・地方自治法の改正により、長の署名を電子署名により代替することを可能とする。

効果

- ・条例の公布に関する手続を電子的に完結させることが可能となることで、公文書管理の合理化、原本の滅失リスクの低減が図られる。
- ・自署のみの場合、災害時等に公布手続をとることが困難になる可能性があるが、自署以外の方法を選択することが可能となる。

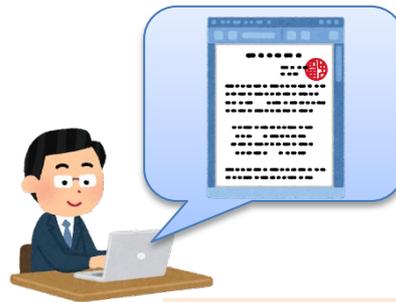
規制改革の概要

現行



- ・地方公共団体の長は、条例の公布に当たって、自署により、「署名」を行う必要がある。

措置



- ・有識者へのヒアリングや関係省庁との検討結果を踏まえ、長の署名を電子署名により代替することを可能とするための所要の措置を講ずる。